

所得税・地方税の 障害者控除対象者認定について

介護保険法で定められた要介護度に応じた所得税又は地方税の障害者控除対象者の認定基準を定めました。平成24年分の所得税及び平成25年度の地方税から適用となります。

認定基準は次の表のとおりです。該当される方は、申請書の提出が必要となります。認定書の発行は、申請から2～3日要しますので早めの申請をお願いします。

※判断基準日 12月31日

	認 定	基 準
障 害 者	知的障害(軽度、中度)に準ずる者	要介護度1以上で、かつ、「認知症高齢者の日常生活自立度」判定においてランク II a から III b までのいずれかに該当する者
	身体障害(3級から6級まで)に準ずる者	要介護度1以上で、かつ、「障害高齢者の日常生活自立度」判定においてランク A2 から B1 までのいずれかに該当する者
特別障害者	知的障害(重度)に準ずる者	要介護度1以上で、かつ、「認知症高齢者の日常生活自立度」判定においてランク IV 又は M のいずれかに該当する者
	寝たきり高齢者	多度津町在宅ねたきり老人介護者福祉手当支給対象者
	身体障害(1級、2級)に準ずる者	要介護度1以上で、かつ、「障害高齢者の日常生活自立度」判定においてランク B2 から C2 までのいずれかに該当する者

※必要に応じて、介護保険法に基づく主治の医師の意見書の写し及び要介護度が確認できる書類の提出をお願いすることがありますので、詳しくは高齢者保険課介護保険係(Tel33-4488)までお問合せください。

なお、申請書は多度津町ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。